

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書
(短期入居)

事業所番号
第1473400313号

事業所名 グループホーム泉の郷本郷

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

1. 事業主体概要

事業主体法人名	誠幸会	
法人の種類	社会福祉法人	
代表者名	理事長 鈴木 太郎	
所在地	〒245-0018 横浜市泉区上飯田町 2083-1	
連絡先	TEL 045-800-1800 FAX 045-800-1811	
法人の理念	<p>「ひたむきに『幸せ』の『和』をひろげ、 誰もが笑顔で暮らせる社会をつくる」</p> <p>誠幸会は設立されてから 28 年を迎え、高齢福祉だけでなく、障がい者福祉と児童福祉の事業展開をし、あらゆるニーズにお応えできるように取り組んでおります。これからも総合福祉法人として成長し続け、地域に根差した法人運営を行い、私たち社会福祉法人職員の存在がすべての地域の皆様に喜んでいただけるよう、職員一丸となって邁進してまいります。</p>	
事業所数	<ul style="list-style-type: none">・ 特別養護老人ホーム 2箇所・ 軽費老人ホーム 1箇所・ 高齢者グループホーム 5箇所・ サービス付高齢者住宅 1箇所・ 地域ケアプラザ 2箇所・ 通所介護 2箇所・ 訪問介護 3箇所・ 居宅介護支援 6箇所・ 訪問看護ステーション 1箇所・ 障害者関連施設 11箇所・ 保育園 3箇所 (企業内保育含む)	

2、ホーム概要

ホーム名	グループホーム 泉の郷本郷 (あやめ・れんげ・すみれ)
ホームの目的	認知症状態により、自立した生活が困難になった方々に対して安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。
ホームの運営方針	<p>1、 利用者のプライバシーを尊重し、尊厳を守ります。</p> <p>2、 利用者の自由、嗜好及び主体的な決定を尊重いたします。</p> <p>3、 安心できる生活、安全で衛生が保たれた環境での生活を保証いたします。</p> <p>4、 自らの能力を最大限発揮できるように支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。</p> <p>5、 家族や大切な人との交流を保つように支援していきます。</p> <p>6、 必要に応じて適切な医療を提供します。</p> <p>7、 地域社会の一員として生活できるよう支援します。</p> <p>8、 暴力、虐待及び身体的精神的拘束は一切致しません。</p> <p>9、 生活及び介護上で一切の差別を致しません。</p> <p>10、生活及び介護サービスについて職員に苦情を伝え解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けられるようにいたします。</p>
ホームの責任者	管理 者 山 崎 百 合
開設年月日	平 成 15 年 10 月 1 日
保険事業者指定番号	第 1473400313号
所在地・電話・FAX	〒246-0015 横浜市瀬谷区本郷1-55-1 (電話) 045-306-0270 (FAX) 045-306-0271
交通の便	相鉄本線「瀬谷駅」下車 神奈川中央交通・バス 下鶴間行き「本郷原」下車徒歩7分
敷地概要(権利関係)	誠幸商事賃貸借物件
建物概要(権利関係)	誠幸商事賃貸借物件
居室の概要	「あやめ」 個室 9室 「れんげ」 個室 9室 「すみれ」 個室 9室
共有施設の概要	食堂 各ユニット 1カ所 : トイレ 各ユニットごと2カ所 (内身障者用1) 浴室 各ユニット 1カ所 : 洗濯室 各ユニットごと1カ所
緊急対応方法	緊急時については、法人のマニュアルに沿って対応する。
防犯防災設備 非難設備等の概要	防火管理者 川原 英里香
損害賠償責任保険加入先	(株) 損保ジャパン保険「社会福祉総合損害補償」

3、勤務体制

管理者

日勤 9:00 ~ 18:00

※日によって変動することあり

あやめ

早番 7:00 ~ 16:00 遅番 10:00 ~ 19:00

日勤 9:00 ~ 18:00 夜勤 16:30 ~ 翌9:30

職種 介護職員 5人以上 計画作成担当者 1名

れんげ

早番 7:00 ~ 16:00 遅番 10:00 ~ 19:00

日勤 9:00 ~ 18:00 夜勤 16:30 ~ 翌9:30

職種 介護職員 5人以上 計画作成担当者 1名

すみれ

早番 7:00 ~ 16:00 遅番 10:00 ~ 19:00

日勤 9:00 ~ 18:00 夜勤 16:30 ~ 翌9:30

職種 介護職員 5人以上 計画作成担当者 1名

人員配置につきましては配置基準を遵守して配置されております。

4、ホーム利用に当たっての留意事項

・来訪 面会	来訪者は面会時間を尊重し、必ずその都度職員に届けてください。来訪者が宿泊される際には、必ず許可を得てください。
・外出 外泊	外出及び外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください
・居室 設備 器具の利用	施設内の居室、設備及び器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
・飲酒 喫煙	原則敷地内は禁煙です。希望される場合は職員立会いの下、定められた場所にてお願ひいたします。飲酒はご本人の状態に応じて可能です。
・迷惑行為等	騒音等他の入居者に迷惑となる行為はご遠慮願います。又むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
・宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は禁止いたします。

5、サービス及び利用料

保険給付サービス	食事、排泄、入浴（清拭）着替えの介助等日常生活上の世話、日常生活中の機能訓練、健康管理、相談、援助等。 上記については包括的に提供され、介護度別に応じて定められた金額（省令により変動があり）の1割～3割が自己負担となります。（平成30年8月以降施行）																														
保険対象外サービス	理美容代・おむつ代・日用品費・医療機関受診料（実費）等																														
居室使用料	0円（日額）空室利用 各ユニット1室まで																														
食材料費	1,000円（日額）朝250円 昼350円 夕350円 おやつ50円																														
消耗品等の費用	消耗品等については、原則、利用者及び利用者代理人が用意するものとし、もし用意ができない場合は、グループホームで用意をする。この場合、後日、領収書と引き換えに実費分を徴収とする。																														
介護保険給付対象内料金 (日額) * 1割負担の場合 () 内は2割負担の場合 (()) 内は3割負担の場合	<p>介護度に応じた料金</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>要支援2</td><td>:</td><td>833円</td><td>(1666円)</td><td>((2499円))</td></tr> <tr><td>介護度1</td><td>:</td><td>838円</td><td>(1675円)</td><td>((2512円))</td></tr> <tr><td>介護度2</td><td>:</td><td>876円</td><td>(1752円)</td><td>((2628円))</td></tr> <tr><td>介護度3</td><td>:</td><td>902円</td><td>(1803円)</td><td>((2705円))</td></tr> <tr><td>介護度4</td><td>:</td><td>920円</td><td>(1840円)</td><td>((2760円))</td></tr> <tr><td>介護度5</td><td>:</td><td>937円</td><td>(1874円)</td><td>((2811円))</td></tr> </table> <p>若年性認知症利用者受入れ加算：129円（258円） ((386円)) * 65歳未満の方のみ</p> <p>サービス提供体制強化加算Ⅲ：7円（13円） ((20円))</p> <p>医療連携体制加算Ⅰハ：40円（80円） ((119円))</p> <p>生産性向上加算Ⅱ（月毎）：11円（22円） ((33円))</p> <p>介護職員等処遇改善加算Ⅱ： (総単位数に0.178を掛けた数字)</p>	要支援2	:	833円	(1666円)	((2499円))	介護度1	:	838円	(1675円)	((2512円))	介護度2	:	876円	(1752円)	((2628円))	介護度3	:	902円	(1803円)	((2705円))	介護度4	:	920円	(1840円)	((2760円))	介護度5	:	937円	(1874円)	((2811円))
要支援2	:	833円	(1666円)	((2499円))																											
介護度1	:	838円	(1675円)	((2512円))																											
介護度2	:	876円	(1752円)	((2628円))																											
介護度3	:	902円	(1803円)	((2705円))																											
介護度4	:	920円	(1840円)	((2760円))																											
介護度5	:	937円	(1874円)	((2811円))																											

6、料金の考え方

サービス利用料金等の支払方法は、原則として自動引き落としと致します。

翌月の 20 日までに請求明細書を発行いたします。

原則 27 日に口座より自動引き落としと致します。

- * 短期利用共同生活介護（ショートステイ）とは、定員の範囲内で、空室の利用をするもので各ユニット 1 名を上限とし、30 日以内の利用期間で運用します。短期利用共同生活介護利用の場合は、その居室（入院等の事由により空室となった）の利用者及び利用者代理人の了承を得てご利用いただけます。そこで短期利用共同生活介護の利用者及び利用者代理人は、退居時に必要な場合は壁紙や床等の補修をしていただく場合があります。

7、協力医療機関

医療機関の名称	中希望が丘診療所
院長名	石川直将
所在地	横浜市旭区中希望が丘 94-6
電話番号	045-350-5452
診療科	内科
医療機関の名称	保土ヶ谷ヒルズ歯科
院長名	林裕章
所在地	横浜市保土ヶ谷区仏向町 1340-14
電話番号	045-514-0018
診療科	歯科
医療機関の名称	
院長名	
所在地	
電話番号	
診療科	
医療機関の名称	湘南第一病院
院長名	嶋村浩市
所在地	藤沢市湘南台 1-19-7
電話番号	0466-44-7111
診療科	内科・整形外科
医療機関の名称	医療法人社団 鵬友会 ゆめが丘総合病院
院長名	
所在地	横浜市泉区下飯田町 1609-1
電話番号	045-803-1601
診療科	内科・整形外科・外科

8、苦情相談機関

グループホーム泉の郷本郷 苦情相談窓口	担当者 : 管理者 受付時間 : 24時間対応可能 電話番号 : 045-306-0270 FAX : 045-306-0271
ホーム苦情相談窓口	担当窓口 : 誠幸会 泉の郷 対応時間 : 9:00~18:00 (24時間受付可能な体制です。) 電話番号 : 045-800-1800 FAX : 045-800-1811
瀬谷区福祉保健センター 高齢・障害支援課	担当窓口 : 福祉保健センター 受付時間 : 8:45~17:15 電話番号 : 045-367-5716
はまふくコール	受付時間 : 9:00~17:00 電話番号 : 045-263-8084
神奈川県国民健康保険 団体連合会	受付時間 : 8:30~17:15 電話番号 : 045-329-3447

* グループホーム窓口・ホーム窓口以外は土日祝日年末年始を除く

9、第三者による評価の実施状況

外部評価

実施なし	実施あり	実施した年月日	2024年1月16日	
		実施した評価機関名	(株) R-CORPORATION	
		該当結果の開示状況	なし	あり

10、事故発生時および緊急時対応

サービス提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに利用者代理人又は身元引受人に連絡をするとともに必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合はできる限り速やかに損害賠償を行います。

2、サービス提供中に急変があった場合は、医師の指示を受け必要により救急搬送するなどの措置を講じるとともに、利用者代理人又は身元引受人に連絡を行います。 (契約書第8条、第20条参照)

11、秘密保持

職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密、個人情報は漏らしません。退職後も同様とします。(契約書第21条参照)

12、衛生管理

施設、施設の設備及び備品など、衛生的な管理に努めます。

2、感染症の予防及び蔓延防止のための措置

感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みをします。

1 3、非常災害対策

非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

また、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難訓練、その他必要な訓練等を実施します。

1 4、業務継続計画（B C P）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的（各年2回）に開催するなどの措置を講じます。

1 5、身体拘束適正化及び、虐待防止の取り組み

身体拘束、虐待防止委員会を3か月に1回開催し職員に情報共有を行っています。

また職員に対し、身体拘束及び虐待防止に関する研修を定期的（各年2回）実施いたします。

1 6、ハラスメント対策

事業所において利用者や職員から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えないものにより、事業所の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2、利用者及び利用者代理人から従業者への威圧的・暴力的言動や悪質なクレーム等の迷惑行為などに対し、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 7、職員研修年間計画

職員の能力の向上を図り、利用者に適切な支援が提供できるように研修を実施します。

必要に応じ研修内容を変更致します。 ◇は法人の内部研修 無印は部署の内部研修

月	研修内容	月	研修内容
4月	生活環境について	10月	アセスメントについて
5月	事故防止・救急搬送	11月	◇感染症（吐物処理）BCP研修・訓練
6月	B C P研修・訓練	12月	生活の質を高める支援
7月	感染症・食中毒	1月	事故防止（誤薬・転倒）
8月	コミュニケーションについて	2月	身体拘束・虐待について
9月	身体拘束・虐待について	3月	1年の振り返り

1 8、貴重品等の管理

利用者様の貴重品（貴金属・重要書類等）の保管・管理は、利用者様またはご家族様の責任で管理行つていただきます。万一、施設内での紛失・盗難・破損等が生じた場合であっても、当施設では責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。